

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	大潟区 大潟区	雁子浜、九戸浜、潟町、四ツ屋浜、土底浜、下小船津浜、上小船津浜、渋柿浜、犀潟、蜘蛛池、潟田、岩野古新田、長崎、吉崎新田、山鶴島新田、里鶴島新田、米倉新田、高橋新田、和泉新田、内雁子、内雁子新田	平成24年11月	令和3年12月

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	473.0	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	298.4	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	76.1	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	48.5	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	27.6	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	45.5 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	12.9 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	32.6 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	473.0 ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

中心経営体は多いが高齢化が進んでおり後継者のいない農家もあり、後継者の育成が必要である。また、昭和50年代の圃場整備が最も新しい30a区画であるが、老朽化が進んでいること、慢性的に用水も不足気味である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

一部の担い手間で分散錯圃の解消に取り組んでいるが、限定的な区域で進めている状況であり、農地利用は認定農業者35経営体、認定農業法人6経営体が担い、担い手への集積を進めるとともに、分散錯圃を解消する。また、地域との話し合いを進め、合意を得たのち圃場整備事業を導入し、生産基盤の強化と併せ集積・集約を一層進める。

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農	A	水稲 大豆等	14.9	10.3	水稲 大豆等	18.0	13.4	
2	認農	B	水稲 大豆等	4.5	4.5	水稲 大豆等	6.0	6.0	
3	認農	C	水稲 大豆等	2.6	2.6	水稲 大豆等	3.0	3.0	
4	認農	D	水稲 大豆等	2.9	2.9	水稲 大豆等	4.0	4.0	
5	認農	E	水稲 大豆等	3.4	3.4	水稲 大豆等	4.0	4.0	
6	認農	F	水稲 大豆等	1.6	1.6	水稲 大豆等	2.2	2.2	
7	認農	G	水稲 大豆等	2.9	2.9	水稲 大豆等	5.0	5.0	
8	認農	H	水稲 大豆等	20.2	17.1	水稲 大豆等	25.0	21.7	
9	認農	I	水稲 大豆等	5.4	5.4	水稲 大豆等	6.0	6.0	
10	認農	J	水稲 大豆等	6.9	6.5	水稲 大豆等	7.0	6.6	
11	認農	K	水稲 大豆等	20.2	15.0	水稲 大豆等	27.0	21.9	
12	認農	L	水稲 大豆等	11.5	8.1	水稲 大豆等	17.0	13.6	
13	認農	M	水稲 大豆等	5.7	5.7	水稲 大豆等	6.0	6.0	
14	認農	N	水稲 大豆等	14.1	12.9	水稲 大豆等	15.0	13.8	
15	認農	O	水稲 大豆等	12.1	12.1	水稲 大豆等	12.1	12.1	
16	認農	P	水稲 大豆等	23.6	23.6	水稲 大豆等	25.0	25.0	
17	認農	Q	水稲 大豆等	12.2	12.2	水稲 大豆等	12.2	12.2	
18	認農	R	水稲 大豆等	7.0	7.0	水稲 大豆等	7.0	7.0	
19	認農	S	水稲 大豆等	15.6	15.1	水稲 大豆等	16.0	15.5	
20	認農	T	水稲 大豆等	6.7	6.7	水稲 大豆等	10.0	10.0	
21	認農	U	水稲 大豆等	5.0	4.9	水稲 大豆等	5.9	5.8	

22	認農	V	水稲 大豆等	7.3	6.2	水稲 大豆等	8.5	7.4	
23	認農	W	水稲 大豆等	3.2	2.5	水稲 大豆等	3.2	2.5	
24	認農	X	水稲 大豆等	5.8	2.8	水稲 大豆等	7.0	4.0	
25	認農	Y	水稲 大豆等	5.2	4.4	水稲 大豆等	6.0	5.2	
26	認農	Z	水稲 大豆等	3.1	2.7	水稲 大豆等	6.0	5.6	
27	認農	AA	水稲 大豆等	4.0	4.0	水稲 大豆等	5.0	5.0	
28	認農	AB	水稲 大豆等	12.5	4.3	水稲 大豆等	20.0	11.8	
29	認農	AC	水稲 大豆等	7.2	4.9	水稲 大豆等	8.0	5.8	
30	認農	AD	水稲 大豆等	4.5	4.5	水稲 大豆等	5.0	5.0	
31	認農	AE	水稲 大豆等	5.3	5.2	水稲 大豆等	10.0	9.9	
32	認農	AF	水稲 大豆等	5.4	4.0	水稲 大豆等	5.4	4.0	
33	認農	AG	水稲 大豆等	14.8	12.1	水稲 大豆等	15.1	12.4	
34	認農法	AH	水稲 大豆等	138.6	95.3	水稲 大豆等	140.0	74.6	
35	認農法	AI	水稲 大豆等	53.5	45.3	水稲 大豆等	55.0	35.9	
36	認農法	AJ	水稲 大豆等	84.4	2.7	水稲 大豆等	91.0	2.7	
37	認農法	AK	水稲 大豆等	64.9	5.1	水稲 大豆等	75.9	5.1	
38	認農法	AL	水稲 大豆等	25.0	4.2	水稲 大豆等	28.0	4.2	
39	認農	AM	水稲 大豆等	27.7	2.6	水稲 大豆等	27.7	2.6	
40	認農法	AN	水稲 大豆等	44.7	1.7	水稲 大豆等	47.0	1.7	
41	認農	AO	水稲 大豆等	16.3	9.2	水稲 大豆等	20.0	9.7	
42	認農	AP	水稲 大豆等	8.1	8.1	水稲 大豆等	8.1	8.1	
43	認農法	AQ	水稲 大豆等	22.3	22.3	水稲 大豆等	40.0	40.0	
44	認農	AR	水稲 大豆等	3.1	3.1	水稲 大豆等	6.5	6.5	
45	認農	AS	水稲 大豆等	2.0	2.0	水稲 大豆等	6.5	6.5	
計		40 人		732.2	A 416.3		833.6	B 461.8	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者

申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2: 経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する大潟区の農業者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2) 基盤整備への取組方針
現状は概ね昭和50年代に整備された30a区画になっているが、1割程度はそれ以前に整備された12a区画であるため不具合が生じている。 今後も担い手に集約・集積を進め、効率的な農作業による経営規模の拡大と所得の確保を図るため、大区画の圃場整備事業の実施が必要であり、地区の合意に基づき順次実施していく。
3) 新規・特産化作物の導入方針
圃場整備に合わせて検討する。
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順
農地の出し手は集落の農家組合長及び農業委員と相談し受け手の担い手を探す。受け手との話し合いにより賃借料等の合意が整った後、JAを通して農地中間管理機構を活用し手続を行う。
5) その他
なし。

6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付け等の区分 (ha)			農地中間管理機構利用	貸付け時期	受け手
		貸付	作業委託	売渡			
1	AT	1.3			有	R4	未定
2	AU	5.1			有	R6	未定
3	AV	2.9			有	R2	未定
4	AW	2.0			有	未定	未定
5	AX	0.8			有	未定	AH
6	AP	4.0			有	未定	未定
7	AY	1.7			有	R5	区内法人
8							
9							
10							
	計	C 12.9	0.0	0.0			